

赤平市市営住宅条例(平成9年条例第14号)第3条の9第2項ないし第5項、第3条の10第3項、第3条の11及び第3条の12に規定する「措置」

平成25年 4月 1日

赤平市長 高尾 弘明

赤平市市営住宅条例(平成9年条例第14号)第3条の9第2項ないし第5項、第3条の10第3項、第3条の11及び第3条の12に規定する「措置」を、次のとおり定める。

1 赤平市市営住宅条例(以下「条例」という。)第3条の9第2項に規定する「措置」は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5—1(3)の等級4の基準を満たす措置とする。 【省エネルギー対策】

2 条例第3条の9第3項に規定する「措置」は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8—4(3)の等級2の基準を満たす措置とする。 【重量床衝撃音対策・透過損失(外壁開口部)】

3 条例第3条の9第4項に規定する「措置」は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1(3)の等級2の基準)を満たす措置とする。 【劣化対策(構造躯体等)】

4 条例第3条の9第5項に規定する「措置」は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1(3)及び4—2(3)の等級2の基準を満たす措置とする。 【維持管理対策(専用・共用配管)】

5 条例第3条の10第3項に規定する「措置」は、市営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たす措置とする。 【ホルムアルデヒド発散】

6 条例第3条の11及び第3条の12に規定する「措置」は、別に赤平市建設課長が定める「ユニバーサルデザインの視点に立った住戸等の技術基準」を満たす措置とする。 【高齢者等配慮対策】